

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

市民クラブの谷口でございます。これから一般質問をさせていただきます。

まず、きょうの最後の質問でございますので、樋渡市長の政治姿勢と市長の演告等についてお尋ねをしたい。

同時に、開かれた市政とは何なのかという問題、さらには商工観光行政、あるいは福祉行政、特にユニバーサルデザイン等を含めた問題について質問したいと思っております。

さらに、市民病院にかかわる問題につきまして、今、住民訴訟で裁判継続中でございますけれども、それに対する市長の裁判に対するいろんな姿勢、そういう問題についてのことをお尋ねしていきたいと思っております。

さらに、市の職員の採用、Iターン、Uターン含めまして、武雄市の活性化、行政の効率を上げるためにすばらしい人材を採用していただいておりますが、同時に、地元の職員の採用の問題等についてどのような考えなのかを明らかにしていきたいと思っております。

順序は逆になりますけれども、教育行政につきましても、先ほど上田議員から質問がありました中学校の問題を含めましてお尋ねをしていきたいと思っております。

そしてまた、それを総括して、これは1時間半いただいておりますので、十分時間を使わせていただいて訴えてまいりたいと思います。

最初に、ここで申し上げたいのは開かれた市政——実は今回の議会の前に悲しいことが3つありました。

まずその1つは、12月の定例会の議事録を精査いたしましたところ、その中に実は白紙になった部分、訂正された部分がかかなり多かったと。そのことについて、なぜこうなるかということ、改むるにはばかることなかれとか、あるいは発言について訂正、あるいは修正があるということは、やはりあり得ることでございますので、それはどうこう申しませんが、問題は、それに絡む問題について、ぜひ市長にお尋ねをしておきたいことがございますので、あえてそのことを申し上げます。そのことが非常に悲しいことの1つでございます。

もう1つは、市長の政治姿勢の中であえてお尋ねしたいのは、市長は自分の考え方を明らかにするために本を発行になりました。本の中に私も登場させていただいておるようでございますけれども、問題は、その本の中身についてあえて申し上げたいことがございますので、それを市長の政治姿勢ということの中で、これはもう通告いたしておりますから、きちんとお答えをいただきたい、このように思います。

もう1点は、飛龍窯祭り、すばらしい行事だったと思います。私も松尾議員と一緒に参加をさせていただきました。そして灯ろう祭りですね、本当にもうみんなが、地域の方が一生懸命頑張ってもらっているいいイベント、いい行事だと思っております。それはその評価でございますけれども、その中で悲しかったことが1点ございました。それを申し上げながら、観光行政、あるいは文化財の保存、伝承について、あえてお尋ねしていきたいということ

考えております。質問席に戻って、このことについてはお尋ねしたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっとすみません、何が御質問だったのかよくわからなかったんですが、やっぱり一を聞いて百を知るというのが多聞第一でございますので、その観点から答弁をしたいと思うんですが、議会の発言の削除というのはあくまでも議会の専権なんですね。これは、議長もされておられますので、そこはよくおわかりだと思うんですね。これは、地方自治法第123条に基づき議長が作成とされています。法にのっとって、配付についても議会の役割、権能となっているんですね。

したがって、私が「これは載せてくれ」とか「載せてほしくない」とかと言っても、これは議会の、本当に最高権威の一つでありますので、私がどうこうと言うのはありません。ですが、やはり私としては、議会というのは高度に、例えば政策の判断であるとか、いろんなことの方機公論に決すべしということは常々私も申し上げておりますので、それについて私、あるいは執行部が、ちょっとそれとはそぐわないといったことについて、それは真摯に、例えば訂正、あるいは削除のお願いをするということは、それは謙虚な気持ちでしなければいけないというふうに思っております。

そして、私の「首長パンチ」が出て、そこそこ、ほどほどに売れているんですけども、これについて何かいろいろ言われましたけど、これは私の知見の有する範囲で思ったことを正確に書きました。ですので、これについていろんな批判はあろうかと思うんですけども、私は特に病院問題、これは残すべき必要があるだろうというふうに思いましたので、これは市民に残す、あるいは今病院問題でのたうち回っている自治体の皆さん、あるいは関係者の皆さん方がありますので、これを一つの教科書としてほしいと、反面教科書でもいいんですけどね。ですので、そういった思いでこれは残すべき必要があると思って、講談社の皆さんたちの深い理解を得てというか、講談社から「書いてくれ」と言われたんですけども、それを出したということですので、個々のこの記述について、これは一般質問になじむかどうかはわかりませんが、それは真摯に答えてまいりたいと、このように思っております。

そして、飛龍窯祭りで悲しいことがあったということについては、それは一般質問の中で意見の交換ができればありがたいと、このように思っております。

いずれにしても、私は基本的にオープンですし、よいことはよい、悪いことは悪いというふうに申し上げて、この判断については、それは私は皆さんと同じに選挙人でありますので、それは選挙のときに判断を受けるということをやっていきたくて思っておりますし、政治家は発言の自由をもって政治家たるものだと思っておりますので、これからもどんどん発信し

ていきたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

これは議事録の訂正とか、そういうことについては議会の問題でございます。そのことが悪いということ、私はそれを言っているわけではございません。問題はですね、この議会の発言の訂正は、例えば発言の内容に手違いがあったとか、間違いがあったとか、それから、あるいは強いて言えば表現が適切でなかったとか、いわゆる差別発言とかそういうもの、それから軽微な問題については、議長の権限でも訂正をして、やはりきちっとした形の中で記録をあらわして、とどめて、そして、そのためにはやっぱり議事録の署名議員もおりますから、それは手順どおりきちっとしてあることについて、とかく私は申し上げているわけではございません。

ただ、問題はですね、私もこれはそのときにすぐ、私の思い込みでやってはいかんからといって、同僚の議員何名かの方に申し上げましたけれども、市長は、この議事録をちょっと見てみまされども、商工会議所の会頭に対する商工会議所の対応の問題について、本当に激しい口調で申されました。これはもう御存じのように何にも書いていない、議事録抹消。これには何と書いていますかね——「発言取り消し」ということで白い部分がいっぱいございます。もう1つ——これは何ページですかね、37ページと、それからまた、いろいろ山口議員に対する発言に対して、これは232ページもこのとおり真っ白でございます。

このことの中身について、もし発言の内容について、例えば記憶の違いがあったとか、数字が、ということであればですけども、この中の訂正の内容は、私が署名したのは全部ある署名ですから、私、議事録署名議員でございました、たまたまですね。そういうことでございますので、それはそれで署名をいたしましたけれども、この中で書かれていることは本当に市長の発言を訂正したい、消去したいことが本当のものであったかどうかですね、要するに、この議事録に……

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員、これは市長からの申し入れに基づき皆さん方にかけて削除した問題で、先ほどからおっしゃる、私はそれを問題にしていないと言いながら問題にされているので、それはそぐわないと思います。

○24番（谷口攝久君）（続）

ちょっと待ってくださいよ。これは市長の政治姿勢について聞いているわけですよ。議長が制止されることじゃないですよ。

○議長（牟田勝浩君）

いえいえ。

○24番（谷口攝久君）（続）

続けます。

○議長（牟田勝浩君）

議会で諮ってやったことですから。内容に関しては削除された……

○24番（谷口攝久君）（続）

いや、諮ってやっていいですよ。諮ってやったことがいけないと言っていないよ。その考え方を聞いているわけですから、政治姿勢として。

○議長（牟田勝浩君）

はい。では、きちっと考え方を。

○24番（谷口攝久君）（続）

ええ、申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

問題にしないと一言いながら問題にされていますので、内容を。

○24番（谷口攝久君）（続）

いや、考え方は問題にせんといかんでしょうもん。

○議長（牟田勝浩君）

お願いします。

○24番（谷口攝久君）（続）

聞いてくださいよ。

ちょうど市長が発言の訂正をされた日、これは率直に申しませうね。私はその日は比較的早く議場に入ろうとしました。そのとき、市長が「この訂正については議事録にそういう言葉が残るとすれば嫌ですからね」という表現で話をある人にしておられました。私は、せき払いをして入ったんですよ。そうせんと、何か——密談とは言いませんよ、話をしてあることは事実ですから。でも、私はせき払いして、そして私は入らせてもらったけれども、言葉の途中は継続して、それからそそくさと議場から出ていかれました。

私が思うのは、本当にそのことが、例えば商工会議所の関係を、本当に失礼な発言をしたから、そういうことじゃいけないとか、あるいは、そういうふうなことであればいいんですけども、その中にいろんな大きな問題点があります。それはもう私はテープにとっておりますので、テープは抹消できませんので……

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員、これは議会に諮って削除した問題ですから、それに関して質問をしないと一言いながら質問されていますので、それをしんしゃくしながら……

○24番（谷口攝久君）（続）

いやいや、その考え方は今もそうですかということを知りたいわけですよ。

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員、私話していますよ。その辺をしんしゃくしながら質問してください。

○24番（谷口攝久君）（続）

はい。ちょっと私も言葉が非常にふなれですから、あえてこういう形になっておりますけれども、実際にそういうふうな状況で、これはもしかすると全部消されてしまうんじゃないかと心配しましたから、私は私の思い違いであってはいかんもんですから、あえて何人かの議員に申し上げたら、結果的にこういうことになったということだと私は思っています。それについての市長の考えを聞きたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、もうでたらめですね。本当にね、例えば私が発したことは、公人として発するというのは、この議会並びに記者会見で発する言葉なんですね。ですので、私がどうこう話していたということについて、これは私人として話すことはあるかもしれませんが、公人として話す部分をとらえて言ってくださいよ。

その上で、私は議事録の削除については、商工会議所側から内々に私のところに「これは削除してほしい」という話がありました。というのは、やはりこれは残るわけですね、永遠に。50年かはわかりませんが、残るといったことについて、これは私は市長ですので、自分では決められません。ですので、私を通じて議会にお願いをしますということで、私が「残すの嫌ですもんね」と言ったことについては、それははっきりと覚えていません。それは、もうそんなことを引用すること自体が私は品がないと思いますよ。

その上で、あえて申し上げたいのは、あくまでも私とすれば、いや、これは先ほど申し上げたとおり、議会というのは万機公論に決すべしの場合であるといったことについて、これが残ることによって、例えば市民の感情をね、また避けたりとかということについては、私はそれは本意じゃありませんので、商工会議所側からの内々の依頼を受けて議会にお願いをしたと。

それで、あえて申し上げますと、地方自治法の第123条、これは議長の権能なんですよ、どうするかは。だから、谷口議員ね、もしそれが嫌だったら署名のときにそれを言えばいいじゃないですか、議長に、私じゃなくて。それは卑怯ですよ。だから、僕はそういうふう 생각합니다。

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員、先ほど言った分もしんしゃくして質問をお願いします。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

卑怯ですよとおっしゃったですよ。

〔市長「そうです」〕

議事録の署名のときにそれは言えればいいじゃないかということまで、市長があえて言うことはないですね。私が判断した上で、これは議会としてはきちんと記録としてはとどめにやいかんからとどめました。ただ、私も議長の経験があります。また、先輩の議長経験者の方にも、私の発言がもし間違っていたら、やっぱり議会の権威を汚すことになりますから、あえて何回もお尋ねした上で私はここに立っているわけです。このことは、市長がそういう考えで、商工会議所の申し入れがあったから私は訂正を申しているというふうなことでございますので、それならそれでいいですよ。

しかし、もう1つ問題がありますが、そのことはここでは置きます。置いていいですね。申し上げることはちゃんと言いましたから。

もう1つ、今度は「首長パンチ」、この中でこれが一番悲しいんですよ。「首長パンチ」ですか、これ。パンチがなかなかきいていませんね。——ちょっと待ってください。非常に重要な部分があります。

この中で、市民病院問題がこういう形になったのがいいとか悪いとかという問題じゃないんですよ、私が言いたいのはですね。「蒲池会長、激怒す」という……

〔市長「何ページ」〕

自分で書いているからわかるでしょう。

〔市長「わかるもんか」〕

224ページ、よく見てください。「きさん——貴様ということですね——患者様に我慢しろとは何事か。患者様の痛みを取るのがおまえの仕事だろう。患者様の不安を少しでも抑えることがおまえの任務だろう。それを我慢しろとは一体どういう了見をしているんだ。何を考えているんだ、ばか者」という言葉があります。市長は、これはさすがに患者様を第一に考えるということで、それは結構ですよ。私は全然感覚が違うですもんね。「痛いですよ」と患者さんに言うこと、そのこと自体は、やはり患者さんの痛みを和らげるためのいわば方法なんですよ。あり得るんですよ、「痛いのを我慢してね、もうすぐすみますよ」って、こう言うわけですよ。そのことが、「患者さんに痛いと言うのは何事か」と言うのは、それはお医者さんとしては私はいいと、それは蒲池さんが言われたことだからいいですけども、問題はその後なんですよ。人間性をあらわすようなことが後ろにあるわけですよ。素晴らしい人だと思いますよ、経営上、伺ったいろんなことでは素晴らしい人かわからんけど、私が思うのは、とにかく武雄の市長が、おまえは何をしていたんだということが書いてあるんです。武雄の私たちが選んだ市長ということですよ、市民が選んだ市長。賛成、反対あったでしょうけれども。その市長に対して貴様呼ばわりして、しかも何というんですか、貴様呼ばわりして、要するに何でもたまたまして決めきらんのかと、私はやめてもいいんだよと、そういうことをちゃんと取る書いてあるんですよ。

私は、武雄の市長にですよ、私、意見は違っても、一生懸命頑張っている市長だという評価していますよ。だけど、武雄の市長にそういうふうな、もう何と申しますか、信じられんような言葉を吐いたということが書いてあるんですよ。よっぽど自虐性があるなら別ですけども、素直に書いてあるのはいいか悪いかの評価は別ですよ。ですけども、そういったように、いわば本当に武雄市ののれんを、市民病院ののれんを引き継ぐような人であったんだらうかということを考えたときに、これを言われっ放しで帰ってきた市長も市長だと私は思って、非常に残念で、かわいそうで、わびしかったわけですよ。中身全部読みましょうか、ここで。あえてそういうことを申し上げていますが、市長の考えはどうですか。

○議長（牟田勝浩君）

答えられますか。

〔市長「答えます」〕

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

しかし、私を信頼する人がリコールなんかやりますかね、本当に。ちょっともう、びっくりしましたね。もう言っていることとやっておられることとの乖離が余りにも甚だしくてですね。

僕も常識あるほうだと思うんですけども、これね、ちゃんと読んでほしいんですけど、お医者さんが患者さんに対して、僕もこれよく覚えているんですけど、「痛いかもしれないけど、我慢してください」と言ったんですね、お医者さんが。そのとき、僕はよくわかりませんでした、正直言って。しかし、そのときに蒲池さんがいきなり脱兎のごとく言った——佐賀大学のインターンの人だと思うんですけど、がばっとつかんで、その「痛い」ということは言っていないんですよ。「我慢しろというのは何事だ」と言ったんですね、お医者さんに対して。「我慢しろとは何事だ」って。「患者さんの不安とか痛みを取り除くのがおまえの仕事だろう」ということなので、これはそうだと思いますよ、本当に。我々が病院にかかったときに「我慢してください」と言われますよ。だけど、これね、よく考えてみるとおかしな話で、それは痛みを取り除く、不安を取り除くというのはお医者さんの僕は本来の仕事だと思っていますし、そして、蒲池さんのことよく誤解されていますけど、今やっとなら評価も大分市民の皆さんたちには広がって、一部の議員は違いますが、なっているんですけど、やっぱりそれは熱意のあらわれですよ、熱情の。本当に患者様のためにこうしようとか、ああしようとなったときには、それは言葉を超えてほとぼしるものがやっぱりあります。それをもって人間性を否定するというのは、それは品がないことだと思いますよ。実際やっぱりお医者さんのなすべきこと、経営者のなすべきことというのは、患者様がどういうふうに思うかということ、地域医療がどうなっているかと思うこと。今、武雄は垂涎のまなざしで見られていますよ。いろんなところが、自分たちがもう崩壊寸前の公立病院をどういうふうにする

るんだらうということで、私のところにもメールが山のように来ます。

そういう意味で、そこをやっぱり評価しましょうよ。もうね、過去の言動を見て後ろ向きじゃだめですよ。前を向いて、しかも手をつないでいきましょうよ。だから、武雄の発展は私にはそこにあると思います。ポテンシャルに比べてなかなか武雄が発展しなかったのは、過去に起きたことを、やっぱりこれを重箱の隅をつつくみたいに、「あれがおかしい」「これがおかしい」と言うから、私はポテンシャルに比べていまいち発展していなかったというふうに思っています。その原因が谷口議員にあるとは思っていません。思っていないけど、そういうマインドというのはやっぱりあるんだらうなというふうに認識をしております。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の市長の言葉はそっくりお返ししたいです、私は。問題を、こういう言葉を取り上げることと、あなたのリコールに賛成したとかということとは全然別個な話なんですよ。

というのは、考えてみてください、このページ——ちょっと眼鏡かけさせてください。228ページから229ページにかけてですね。「武雄市は一体どうしてこんな頼りない、ぼや一っとした市長に任せっきりにするんだ」と。悪口雑言ですよ、本当。歯がゆいですよ。悔しいですね。私は市長と考えが違うところいっぱいありますよ。ですけれども、自分のところの市長をこんな言われたら嫌ですよ。それはそうですよ、皆さんも。そして、とにかく——もう一遍言いましょうか。「武雄市はどうしてこんな頼りない、ぼや一っとした市長に任せっきりするんだ」と……

〔市長「ぼ一っとした」〕

ぼ一っとしたですか。五十歩百歩ですね、言われたもんはよう覚えとっですね、本当。で、「違約金を払ってもいいから、もう武雄で病院を引き受けるのはやめだ」と。「何とか言ったらどうなんだ」と。もう叱咤、叱責ですか、「もうパンチが雨あられとばかりに降ってきた」と。「こちらが言葉を挟む間もなく、ふすまが震えるほど大声で怒鳴りつけられる。2人とも料理を並べたお膳をひっくり返さんばかりに、怒りわななっているんだ」と。「何かを言おうとすれば、「きさん、口ごたえするのか」と。市長に言う言葉ですか、これは。「何とか言えないのか」と、怒鳴りつけられる」と。「とにかく土地を一刻も早く、何とかしろ」ということまで——この後ろもう言いません。

こういう状況で本当に市民病院の移譲がされたかのかと思うと、非常に何かわびしい感じがいたしました。まあ、これ以上言いますまい。しかし、問題はですね、市長、私は過去のことを引きずって言っているわけじゃないんですよ。前向きに進むためには、こういうのを——これは過去じゃないですよ、今現在のあなたが書いた本の中にあるということを行っているわけですよ。そこはわかってください。過去のことじゃないですよ、今のことですよ。

市民病院の問題についても、あなたは市民病院の住民訴訟の経費があるけんが、ほかのことは何もできんようなことばかりおっしゃいます。きょうね、4回、5回おっしゃいました。印つけていますけどね。

私は裁判の傍聴に行きました。市長は裁判がおくれている理由について、そういうふうな、いわゆる原告側の答弁書のおくれがどうのこうのとおっしゃいましたけれども、私、裁判所に行って傍聴しておりました。市の職員も2人来ておりましたし、私は職員の席のほうに座らせてもらって聞きました。そのときに感じたのは何かというと、結局、裁判は何も原告側だけの理由ですべてがおくれたり進んだりするわけじゃないんですよ。原告も、被告も、そして裁判官も、三者協議をした上で、この次はどうしましょうか、これについての書類はどうかと、御存じでしょうが、法律のことはあなた専門だから。でも、私はそれを聞いたときに、むしろ原告側が「早くしましょう」と言ったのに、被告側、市側の弁護士さんが「それじゃ何日だかもっと延ばしてくれ」とか、そういう話なんですよ。行ってから報告受けているでしょうが、ちゃんと受けているでしょうが。

そういう状況の中で、私は、市長が申し上げたことは本当に市民を惑わすようなことだなという気がしたわけですよ。きちんとして話をしてほしいと思いますね。だから、裁判の結果のよしあしの問題じゃないですよ。私が言うのは、そういうことで市民を不安に陥れたり、その政策が実行できん理由にするということに私は一つの懸念を感じているから、悲しかったなということを申し上げているわけですよ。それについてお答えをいただきます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、これもう、うそうそうそですよ。私も報告受けましたよ、すぐね。そのときに原告側が何を言ったかって——これは言えるのかな。ちょっと問題にならない程度で言いますと、前回の弁論において東京の公認会計士に意見照会を原告側が打診していたと。断られたので、東京の別の会計士に頼んで、4月上旬に私的意見書が届く予定であると。これが届き次第、2週間で4月下旬には準備書面の提出ができると。今回は5月というのは、これは原告側が言っているんですね。しかも、もう何度も何度も我々は、やっぱりこれは早く決着をつけて、これは平野議員様も同じだと思うんだけど、やっぱりそれで次のステップに行こうよということをやっているんだけど、何ですかね、これ、私たちが「延ばしてくれ」なんか言うわけじゃないじゃないですか。うそ言っちゃだめですよ。

〔24番「議長」〕

いや、ちょっと待ってください、答弁中です。その上で、そういう見聞きしたことを言うというのは議会にそぐわないと思います、私は。そうではなくて、さっき私が言ったことをね、もう一を一万ぐらいに言われましたけど、そうじゃなくて、私はこういうふうに思って

いるんだけど、どうだろうかと、あるいは私はこういうふうに思っているけれども、どうだろうかと、それが議会の本来の姿だと思っておりますので、議会をねじ曲げないでほしいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

今のは暴言に入りませんか。議会をねじ曲げないでください、私は議会をねじ曲げた覚えは毛頭ないですよ。何がこれがねじ曲げですか。あなたに言われることじゃないですよ。

私が言いたいのは、私は現場におったんだから。私は現地主義ですから必ず、あなたもそうでしょうけれども、何かあるときは必ずその場に行って、見て確かめた上でしか質問をしませんよ。笑うことじゃないですよ。

私が申し上げたいのは、その報告が違うじゃないですか、それならば。あなたが真実とすれば。そう思うよ。私は行ってから聞いて、はっきりそのこともある議員さん方に報告しました。そういうことで、自分でねじ曲げて質問したりしませんよ。だから、あなたはね、そういう点ではもう少し慎重に発言してください。この問題は一応問題点を指摘しておきますので、それ以上は申し上げません。（「どっちがほんなごとか」「どっちかわからんさ」と呼ぶ者あり）私が言うのが本当ですよ。私が言うのが本当さ。現実行って、市長は行ってないんだから。

○議長（牟田勝浩君）

これは非常に大切な問題ですから、執行部側も反論があれば反論してきちんと届けてください。（「うさごといいよて言われて、そのままほたつくもんのあるもんか」と呼ぶ者あり）山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

先ほど市長が申し上げましたとおり、裁判については我々被告側ですけれども、うちのほうから延ばしてくれと言ったことは一回もありません。私が全部行っているわけではありませんけれども、そういうことはないということでもあります。

それから、先ほど市長が言った部分につきましては、いろんな準備書面とかなんとか、向こう側の回答が不十分だということで、うちのほうから申し上げているわけですけれども、その部分についてなかなか出していただけない現状があるということでございますので、経過につきましては先ほど市長が申し上げたとおりでございます。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

うそ言っちゃいけませんよ。私は現場におったんだから。一回もない、そんな失礼なこと

言っちゃいかんよ。私が言うのはね、いわゆる答弁書とか、それから準備書面とか、それは往復があっただけだったり進んだりすることはありますよ。それがいかんと言っておるわけじゃないんですよ。ただ、みんなすべて原告側がそうするから裁判がおくれて、そのために費用がかかって、経費がかかって、市民に負担がかかってって、そういう言い方をされるから、あえてそうかということを行っているわけですよ。

現場に行きましたよ。私いましたよ。そのときに、何月何日までかかりますと、それでいいですかと言ったら、裁判官もいいということになった。しかし、それじゃ何日にしますかと裁判官が言ったときに、Aという日にしますと、それでもいいですということと言ったら、今度はそれじゃいかんから、もう少し延ばしてくださいというのは、被告側が、市の側の弁護士のほうが言ったわけですよ。だから、それを私は話しているから、私ほうそ言いませんよ。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

これは非常に大切な問題ですので、きちんと答弁していただきたいですし、そして、原告側で見ていてそういう事実がわかるのか、実際中に入った人たち、その辺のところをきちんと事実確認をこの場で明らかにしていただきたいと思います。

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、事実関係から申し上げますと、これは傍聴者も議論の中身は見えます。そういう意味ではガラス張りです。その中でどういう議論があったかということ、裁判長が次回は5月13日、20日、どちらが可能かという投げかけがあったんですね。その中で、もし延ばすということであれば、裁判長は20日というふうに言いますよね。だけど、今度決まったのは5月13日なんですよ。しかも、被告、原告、これで了解しているんですよ。うそつきじゃないですか。

〔24番「ちょっと」〕

ちょっと待ってください。まだ答弁中です。うそつきじゃないですか。

〔24番「そっちがうそついでうじゃないですか」〕

だから、そういうですね、我々はこれは準備書面で、裁判記録できちんと決裁もとっております。それで、これが秘密ということであれば議員の皆様方にお配りしますよ。その上で、きちんとこれを見た上で議論をしてくださいよ。そのままだと、あなたうそつきですよ、うそつき。僕はそういうふうに思います。

〔25番「議長、議事進行」〕（「議事進行はだめて、おれ言うたろうもん」と呼ぶ者あり）

〔25番「ここまでなるとね……」〕（「議事進行はだめて言うたたい」と呼ぶ者あり）

○議長（牟田勝浩君）

平野議員、議事進行認めません。

24番谷口議員、きちんと事実関係のみをお願いします。

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

失礼なこと言わんでよ、議長。

○議長（牟田勝浩君）

事実関係のみをお願いします。

○24番（谷口攝久君）（続）

事実関係だけ言っているんですよ、私は。

○議長（牟田勝浩君）

お願いしますということです。

○24番（谷口攝久君）（続）

市長がね、うそつき、私を何でうそつき呼ばわりするんですか。あなたおったんですか、現場に。そのとき一緒におった議員、それで平野議員が多分たまりかねて議事進行を出したと思うんですよ。でも、平野議員に助けを求めんでも、私は事実関係はきちつと言いますよ。そこまで言わんでもですね……（発言する者あり）外野は黙っとってくれよ。市長はいつもブログで書いとうやろうが、外野は黙っとけて。（「ちゃんと質問すりゃよかたい」と呼ぶ者あり）質問じゃないね、それは。（「何が質問ね、うそばっかい言うて」と呼ぶ者あり）うそ、何ということか。

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員、谷口議員……（「うそじゃないか、今のは」と呼ぶ者あり）

○24番（谷口攝久君）（続）

本当だ。うそは言わん。（「うそじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（牟田勝浩君）

きちんと事実確認をしたいと思います。

○24番（谷口攝久君）（続）

うそじゃない。私はうそついてまでここに立つ必要ないよ。

○議長（牟田勝浩君）

ちょっと暫時休憩いたします。きちんと事実確認をしたいと思います。

休	憩	16時22分
再	開	16時53分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

先ほど執行部、そして質問者の意見に隔たりが大きかったので、事実確認をいたしました。裁判の記録の文を取り寄せていますので、それをちょっと読んでみたいと思います。

裁判長が、「原告側から2月22日に書面が提出されたが、被告側が要求している専門家の意見の提出について原告側は今後どうするつもりなのか」というふうなことがあったそうです。

原告側、「前回の弁論において——先ほどこれは市長が答えられたとおり、「公認会計士に頼んで別の会計士になって——4月上旬に私的意見書が届く予定である。これが届き次第、2週間（4月下旬には）準備書面の提出ができる。次回は5月の連休前後で設定していただきたい」ということで言われたらしいです。

裁判長が、「次回は——5月の連休前後——5月13日、20日のどちらで可能か」ということで、結局、弁護士同士で13日と。これはあくまで日程調整でその日になったということが確認されました。

議会を続けたいと思います。（「裁判所の記録じゃなかろうもん。報告書ぞ」と呼ぶ者あり）樋渡市長

〔24番「何で僕にさせんと、先に。質問するのは私よ」〕

答弁を求めます。

○樋渡市長〔登壇〕

先ほど、私は議長の見解を了としたいと思います。さすれば、谷口議員がおっしゃったことは明確に虚偽だと判断をいたしますので、撤回の上、謝罪を求めたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

市長に私は名誉毀損で訴える用意がございます。議場で発言されたことをうそつき呼ばわりされたら心外ですよ。私は今まで本当に長い間、少なくとも市民の代表として頑張ってきて、うそつき呼ばわりされることは初めて。しかも、2回、3回言ったね、あなたは。

私は、これは裁判所の記録と言うけれども、この中であったのはですね……

○議長（牟田勝浩君）

裁判記録と言いました。

○24番（谷口攝久君）（続）

いや、違います。これはだれが出したんですか、報告者でしょう。（「裁判所やなかとやろうもん」と呼ぶ者あり）いや、いいですよ。

結局、原告側が準備書面の関係で鑑定人が、人間がかわったから、その分についてはいかがかと、指摘したということを裁判所が言ったのは事実ですよ。そして4月の、連休前にはできるけんが、そのときすぐでもいいですよと言ったときに、被告側がとにかく準備を、ま

た今度は答弁書の準備があるから、あと延ばしてほしいと言った経過があるわけですよ。その経過が書いてないとですよ。それは私がおったから、記録がありますよ。結果としてだけしか書いとらん。それを、私は被告側の要望で日程的に延びたということを申し上げただけで、前段が、市長は原告側がいつも準備できんで延ばして無責任だと、だから、そのために裁判が延びて市民に負担をかけているような表現しか今までされていません。現実そうですね。だから、それはおかしいじゃないですかと。裁判というのは、三者が話し合って日程を決めるんだから、一方的にどっちが悪いとは言えんと。しかし、現実に市長が何回も原告が悪いような言い方をされたからですね。しかも、それを住民訴訟の、いわゆる市民側としての立場にある共産党さん、あるいは平野さんたちのことがいかにも悪いように言うから、それはおかしいじゃないかということを私は申し上げたんです。それがうそというのは何ですか、うそつきとは。

だから、そこを私は申し上げ、今釈明を求めると言われますなら、私はあえてですよ、これは一步も引けません。うそつき呼ばわりされて——うそじゃないんです、私が言った経過は事実ですから。私はしかるべき法的手続をとらしてもらおうと、そういうことにします。

○議長（牟田勝浩君）

執行部ありませんか。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

日程調整の結果、時間を、例えば11時を10時にするとかというのはあるかもしれませんが。ただ、やっぱりでたらめですよ。半年間延びているんですよ、半年間。しかも、どうなんですか。僕はね、原告側が悪いとは言いません。原告を取り巻く弁護士さんと議員が悪いと僕は言っているんです、取り巻く議員が。朝日新聞にも書かれましたよ、平野さんと江原さんと明確に言葉が出てきて、こう書かれましたけどね、僕はそれがおかしいと言っているんですよ。しかも、議員たるものやっぱり議決は守んなきゃ。小学生でもルール守りますよ。

だから、そういう意味で言うと、ルールを守るというのは議会人の責務だと思いますし、なおかつ、私が仄聞するところによれば、共産党さん側——共産党さん側と言ったら失礼になるかもしれませんがけれども、原告側の弁護士さんが医師会に行って、お金が足りないからお金をカンパしてください、ある病院にはカンパの募金があるということなんですよ。

〔25番「事実無根、それは」〕

それを——平野さん聞いてください。あした質問してください、そしたら。だから、その上で申し上げたいのは、議員というのは一定の責務があります。あった上で、私は、うそつきという言葉でなく虚偽でもいいですよ。ですので、それは明確に虚偽じゃないかということをお願いしているんです。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

私が言いたいのは、経過があるじゃないですか。事実、私は確認していますから、虚偽、うそつき、そんな失礼なこと言っていないんですか。いいんですか。

〔市長「うん」〕

そしたら、本人は確信犯のようですからね、私に言わせると。ですから、それはもう議会での発言は普通、大体責任を問われんというけれども、こういう問題はきちっとできるんですよ。私も法学部ですから、ちゃんとわかっていますよ。

それについては、もうこの問題の質問は終わりにして、あとの問題に行きます。（「ぴしゃっとせんば」と呼ぶ者あり）それ以上言う話じゃない。何を言うか。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

先ほどここで裁判の記録のほうを読ませていただきました。話を聞いて……（「裁判の記録じゃなか、報告やろうもん。これは職員のつくった報告やろうもん」と呼ぶ者あり）裁判記録ということで聞いております。日程調整でそういうことになったということで報告しました。ただ、今意見が並行しておりますので、再度調整をとりたいと思いますので、暫時休憩いたします。これはきちんと明らかにしなきゃいけないことだと思いますので。

休 憩 16時59分

再 開 17時21分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど谷口議員、そして執行部双方から意見をお伺いしました。谷口議員に確認したところ、今回の場合は日程調整において延びたというところまで確認をとりました。

続いて、一般質問を続けたいと思います。（発言する者あり）24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

今議長が確認されましたように、裁判というのは通常、三者の日程調整とか話し合いで進むもんです。ただ、私があえてこれを申し上げたのはどういうことかということ、市長が——聞いた範囲よ、私の判断では、何か今までの裁判が延びたのはすべて原告側のように、そのために市民に負担がということをおっしゃったと。しかし、そのとき原告側という言葉だけならいいでしょうけれども、共産党の平野さん、あるいはそういう市民の方々に対するものについてもそういうふうな感じで、そういう損害を与えるような言い方をされているから、例えば今度の場合の事例を考えたときには、そういう三者の日程調整が必ずあった上であるわけだから、決して引き延ばしとか、そういうもんじゃないんじゃないかと。強いて言うならば、今度の場合には被告、市側のほうが、日程調整のために原告側が言ったその日にちよりも後のほうにしてほしいということで、それは事実としてあるんだということを私は申し上

げた。それが、実際には……（発言する者あり）そういう意味で話しているわけです。だから、それがうそつき呼ばわりされるなら私は心外だから、それを取り消してもらわん限り、私は私の考えを述べるしかないですね。そういうことですよ。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

先ほどお配りしました裁判記録ということで、うちのほうの報告書ですけれども、これの中の中段のほうに、裁判の状況ということで、準備書面、裁判長の言った言葉というふうな形で、「原告準備書面(3)、甲第31号証が原告訴訟代理人から2月22日に裁判所へ提出されたが、被告側が要求している専門家の意見の提出について原告側は今後どうするつもりか」という発言があっているところです。

ここの部分の「専門家の意見の提出について」ということをございますけれども、これにつきましては昨年5月10日に訴状が提出されておりまして、7月9日に第1回口頭弁論があっております。その前段で、7月2日に訴状に対する答弁書を提出しているところをございます。

それに続きまして、被告側が言っている部分について、内容についての求釈明申し立てを7月8日に行っているところをございます。この中に、先ほどの専門家の意見の部分を下さいということでも申し上げているところですが、9月にありました第1回の弁論準備の中で、11月26日までに提出しますという話があっておりますけれども、出ていない。12月17日に第2回の口頭弁論があっているわけですが、その中でもその辺が出ないということで、実際の審理、中身に入られないという形になっております。

今回、3月4日に第3回口頭弁論があっているわけですが、そこに裁判記録に出しておりますように、その辺が出ないと実質的な中身の審理に入られないというふうな形の中で、被告側としてはその回答が出されれば、すぐにでも中身に入っていけるというふうなことをございますので、それが出ないということで裁判が非常におくれているという認識を持っているということをございます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

事実と真実というのはこうなんです。多分市民の皆さんたちは、ああ、これでおくれたんだねって、我々が例えば「延ばしてくれ」なんか一言も言っていませんよ。だって、我々が延ばす利益がないじゃないですか、延ばす利益が。延ばして何の利益があるんですか。それを私ほうそつきだ、虚偽だというふうに申し上げたわけですよ。あなたの全人格を否定して言っているわけじゃありません。あなたの発言に対して私は申し上げたにすぎない。

したがって、私は潔くそのうそつき呼ばわりというのは撤回したいと思います。前段として……（発言する者あり）宮本議員よろしいですか、前段としてと言っているじゃないですか。前段として、谷口議員が今回の件について自分が事実誤認であり、これは私どもの進め方について撤回の上、謝罪をするということであれば、私は快くうそつき呼ばわりというのは撤回をしたいと。

あえて付言をすると、私は原告の皆さんに対して、それを否定するようなことは今まで一言も発言していません。あくまでも、原告を取り巻く人たちが本当にそれでいいのかということをお願いにすぎません。本当に、私は住民訴訟というのは国民固有の権利だというのは再三申し上げております。それをきちんと理解した上で、私は原告を取り巻く人たちにやってほしいなというふうに思う次第であります。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

私はちょっと心外ですね、今のお答えについては。結局、私が事実誤認だったということを実明して謝らなければ、うそつき呼ばわりは撤回しないということでしょう。それは恐れ入った見解ですね。

私が申し上げたのは、今までの経過をよく見てください。何度もおくれたのは原告側の責任だと、だから、そのために市民の方々にいろんなことができないと、裁判費用がかかってどうとおっしゃっていますね。それは一貫しておっしゃっていますけれども、實際上、裁判というのはあなたも御承知でしょうが。何でもですね、それはぱっと書類が出て、すぐかみ合うような書類が出たときはそのまま進みます。それはわかっていますよ、お互いに。だけれども、現実問題としては、特に病院問題というのは専門の公認会計士とか、病院の売買にタッチした専門家がいなければ、なかなかそれについての書類というのはできにくいというのは御承知のとおりですから、そういうことが、原告はみんな一般の市民ですからわからんのですよ。だから、きちっと法廷の場でするためには弁護士さんを頼んで、そしたら、その書類そのものが、じゃあいつまでにできるということをお願いして、裁判の三者の協議をした上でしたけれども、実際にその専門家であった弁護士さんができなかったと。そしたら、かわりを出すまでいいですかということをお三者、原告、被告、裁判所、協議した上で納得して進んでいるわけですから、一方的にいかにも原告が悪いと——原告が悪いとは言わんでですね、取り巻きが悪いとおっしゃいましたけど、どなたが取り巻きか知りませんが、そういうふうなことでもって問題をこととするというか、おかしいですけども、そういう状況であるなら、それなら今回の場合も、今言うと、実際上は裁判の事務的な取り扱いの問題ですよ、日程については。それは間違いありませんよ、議長がおっしゃったように。

ところが……（発言する者あり）黙っててください。だから、問題としては、私が言うのは、そういうときでも、例えば、原告側はこの集約が4月下旬にはできるから、すぐでもしてもらっていいですよと言ったら、それに対して被告側の弁護人は、それじゃ、もう一遍それを審査して、それを論議するための時間が要るから、今度は少し延ばしてくださいと言って、5月の半ば、終わりぐらいになる予定だったのが、話し合いの結果、もっと早くいいと原告側が言ったわけですよ、弁護士さんは。聞いていました、私も。そしたら、いや、もっと延ばしてくださいということになって、結果的に5月13日、20日のどっちがいいかとなると、少しでも早いほうがいいということで、13日というふうな形になったというのが経過なんですよ。だから、そこらもわかってもらった上で論議をせんといかんですよ。おかしくないじゃないですか。

○議長（牟田勝浩君）

それは質問でいいですね。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、それがね、谷口議員は何の利益を守りたいんですか。私は市民の利益を、しかも私が、これはつまびらかじゃないかもしれませんが、何かこれをあおって、市民を不安に陥れるということをおっしゃいましたけど、どっちが陥れているんですか。

そうではなくて私が言いたいのは、住民訴訟というのは、それは国民固有の、憲法に認められた固有の権利であります。これを行使するのは私は一定の理解があります。しかし、それに、これは朝日新聞にも書かれましたけど、朝日新聞の見解は、お互いこれを、江原さんの名前が出ていましたけど、私の名前も出ていましたけど、お互い政局に持っていくのはけしからんじゃないかという論調で書いていたわけです。これは私も一定の理解を示す必要があると思うんです。

そういった中で、どういうふうになれば、これが市民利益につながるかというのを判断しなきゃいけないと思うんですね。したがって、私とすれば、なるべく今までは訴訟の中身の中身そのものについては触れておりません。しかし、やっぱり弁護士たるもの、それはプロですよ。私もいろんな弁護士さんと今まで総務省時代にもいろんな話をしました。相対立するときもありました。少なくとも、私が国側の代理人として被告で裁判所に行ったこともあります。そのときに原告側の弁護士と話したときに、こんな議論なんかないですよ。例えば、病院の価格が25億円と言ったら……

〔24番「内容について、私、時間が足りないですよ。議長」〕

いや、大事な話です。25億円の話と言ったら、それは一定、例えば公認会計士とかが聞いた上で出しますよ。何ですか、これ。もう四、五カ月たってから、いきなり何か公認会計士とかなっているじゃないですか。これはおかしいですよ。だから、原告の皆さんたちが熱情でね、これはおかしいということでやるのは、僕はそれは正当な判断だと思いますけれども、

やっぱり弁護士たるもの、ちゃんと現実可能性なところを踏んだ上でやらないと、こういうふうにはずるずる、ずるずる、ずるずるおくらせてくると、それを私は申し上げたい。

したがって、私は再三繰り返し申し上げますけれども、おくられている100%の原因は原告じゃありません。原告側取り巻きだと思っておりますので、それは重ねて申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

私の質問の中身がいっぱい残っているのに、これは長くかかりますけれども、しかし、これはもう名誉に関することで、きちんとやらにやいかんと思って一步も引きません。

今市長がおっしゃるのは、市民の権利、何の理由でそういうことを論じるかというふうに私聞こえましたけど、別にありませんよ、そういうことは。笑っていますね。私は市が応訴するときに原告側に座っても、裁判の費用は当然、市民と市として受けて、きちっとはっきりしたほうがいいよということで、私は訴訟費用についても賛成しているわけです。それは原告側に言わせたら、「何で谷口さん訴訟費用に賛成するか」と言う人おるかわからんですよ。だけど、それは市として受けるときはびしっと受けて、すきっとしたほうがいいじゃないですか。だから、私は、これはこれ、きちんとした形ですべきだということで、私は、弁護士の費用はえらい高い金額ねと思いましたがけれども、あえてそれは結局交渉でもって安くなるだろうと、しかし、いずれにしても、予算を組まんで、市に丸腰で戦えってできんわけですよ。ですから、賛成している一人ですよ。

だから、肅々と裁判をしてもらって、そして市長が言うのが正しければ、それで決着つくでしょうし、あるいは原告団の申し出が正しければ、そのほうの決着がつくでしょうし、そこをきちっとする立場で、私は非常に純粋に公平な立場でそれについては見守っているわけです。ただ、今までの市長の発言の中で、しかも今度の場合もそうですけれども、決して私ほうそ偽りを申し上げてこれを主張しているわけじゃないんですよ。ですから、あなたがね、私が訂正とか釈明しなければ取り消せんと言うなら、うそつき呼ばわりは取り消さんで結構ですよ。だけど、私はあえて、それなりの方法をとるということだけを申し上げているわけです。それは一步も引かれんです、私。（「それはせんばおかしかさ」と呼ぶ者あり）させてもらいます。

○議長（牟田勝浩君）

今のは質問ですか。どういうふうな。

○24番（谷口攝久君）（続）

市長が言うたのと同じことですよ。答弁と同じ。市長が言うたことに対する反論です。

○議長（牟田勝浩君）

執行部ありますか。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、この件は、行政、なかんずく私が行政の一端をあずかっていますので、樋渡市政の信頼にかかわる根幹をなすべき話だと思っておりますので、私としては今まできちんと説明をしております。そういう意味で、私は谷口議員に撤回の上、謝罪を申し上げたい。その上で、それをしていただけるのであれば、快くうそつき呼ばわりというのは私自身は撤回をしたいと。それで水に流すということが、武雄市政にとって今一番大事なことなんじゃないかなというふうに思っております。「国破れて山河あり」というのは避けたいと思っておりますので、非は非と認めて、事実として認めていただくということであれば、私もそれにちゃんと応じようと、かように考えております。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

非は非として認めてもらうならば、私も市長がおかしいと、訴訟をするということについては、そういう行動はとらないと思いますよ。それがお返しの言葉です。私も今までの長い議員生活の中で、そういうふうなのを執行部から言われたことは初めてですよ。そこらも、私も信念を持ってそれは戦いましょう。しかし、このことで時間をそれ以上とれませんので、これは大きな問題として残します。腹は決めていますから。

だから、問題はですね……（「残しちゃいかん」と呼ぶ者あり）残しちゃいかんて、一番ね、きちんと私はですよ、少しでも前向きになるように、そういう発言をされんでおれば粛々と進むということでございますから、そのことを私申し上げているわけですよ。今、私が弁護士さん呼んで、その事実関係を確認するたって、現実に今の時間帯ではできませんから。あと残り時間は何分ですか、僕は。（「お互いの人権の問題だけん、これはやっぱりぴしゃっと精査しとかんばいかんさ」と呼ぶ者あり）

○議長（牟田勝浩君）

あと30分少々です。

○24番（谷口攝久君）（続）

30分ですか。あと20ぐらいの課題がありますから。

私はいつも思っていますよ。市長にはっきり申し上げておきますけれども、「鳥のまさに死せんとするや、その声悲し。人のまさに死せんとするや、その声正し」という言葉があります。御存じでしょう。私はもうこの議会が終わったら80歳になります。ですけれども、この80年の生涯の中で、今のような形で私は幕を閉じようと思いません。しかし、必ず私が言ったことが真実だということはみんなにわかってもらうと思います。そのくらいの気持ちで

おりますので、そのことをいつでもですよ、もう自分はこの議場で倒れても、それくらい覚悟した上で私は申し上げているわけです。こんなことで私があそを言う必要は何にもないわけですよ。それを申し上げます。

次の質問に移ります。

実は、もう1つ悲しいことがあったと申し上げました。それは飛龍窯祭りのことです。灯ろう祭り、本当に素晴らしいものであって、私も松尾議員と一緒にいかせてもらって、本当にみんな頑張ってもらったことはわかりました。そしてまた、素晴らしい行事だし、あれは続けていかなきゃいけない行事だということも感じております。

ところが、悲しかったことは、あの窯の中がレストラン、喫茶店になっとなったことです。飛龍窯祭りのあの飛龍窯は世界一の飛龍窯ということで、将来はあの山の一番上まで万里の長城みたいな形で続いていくということでやっていこうという気持ちでございました。そしてまた、それをつくったときに、みんなその気持ちが一致として、世界の焔博に加えて、あの飛龍窯というものをつくって、みんなで守ってきた窯でございます。

ところが、窯は陶芸家の命、焼き物の命ですよ。その中で、私はあえて百歩譲って、あそこで灯ろう祭りの後、その中で例えば作品を陳列するとか、そういうことであればいいんですよ。ところが、あそこを喫茶店にしてみたりなんかすることは——窯の中ですよ、私は人間国宝さん、あるいはその他いろんな人にお会いしに行きました。その本人に直接お話は聞いておりませんが、少なくとも陶芸をする人たちが、あの窯の中は本当にですね、火入れのとき必ず靴を脱いで、白い足袋、本当にそういうものを清めながらあの窯の中に入っていられるのが、土足ですよ、飲み食いするための、いわゆるかまくらというんじゃないでしょうけれども、雪国のかまくらに類するような、そういうふうなことがあるということには私はいかがかと思えますね。本当に悲しいですね。あの窯を、それじゃあそこにレストラン、喫茶店みたいなことにしなければ、そのお祭りが実施できなかったのかと私は思います。

そしてまた、あの窯に本当に命をかけて頑張ってこられた人、それからもう1つは、あの窯がそういう行事をするたびに実はもっと壊れていくんじゃないかと。実際、現実問題として、あの飛龍窯をどうして守っていくか、あるいはそれを「いで湯と陶芸のふるさと」の武雄が本当に誇るべき窯として思っているのに、そういうふうな計画をどうしてされるのかということについてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（牟田勝浩君）

執行部、先ほど谷口議員は途中で次の質問に行かれましたけど、その前に対する答弁とか、今回2つありますか。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

答弁に入ります前に、私はやはりこの件というのは行政に対する信頼、あるいは議会に対する信頼だと思うんですね。しかも、私もいろんな議会、国会も携わってきましたけれども、

こういう裁判の日程の中身を、しかも当事者じゃなくて傍聴者が議会の場で言うというのは、もう甚だ私は、すみません、過分にして初めてなんですね。ですので、これが議会の質問として本当になじむのかということを、ぜひこれは議員の皆様、きょう議会改革調査特別委員長も、議運の委員長もそこにいらっしゃいますので、もうこれは立場を越えて議論をしてくださいよ。その上で、私は断じて、私も我々としての、行政としての名誉を著しく毀損されたというふうに思っておりますので、事実誤認をきちんと認めていただいて、撤回をして、謝罪をぜひしてほしいというふうに思っております。そういったときには、私も快く、やはりもう長老議員ですから、私はまた、もとどおり仲よく武雄のために一緒に力を尽くせばありがたいかなと思っております。

答弁に入りますけれども、何でそういう質問になるのかよくわからないんですけれども、飛龍窯灯ろう祭りというのは、武内町の各種団体、あるいは、ここがポイントなんですけれども、市内の協力窯元の皆さんも入っているんですね。市観光協会等で組織された実行委員会で何度も何度も協議をされて、そこで決まっていく話なんですね。したがって、そういう横やりの議論というのは基本的にあり得ない話なんですね。

もう1つ言うと、じゃあ、これを今まで飲食とかに使っていなかったのかというと、そうじゃありません。これは私が市長になる前の話ですので、仄聞でしか知りませんが、夜なべ談義というのを窯の中でされていたと。何でカフェがだめで、夜なべ談義がいいんですか。だから、そういう均衡を御質問で失しておられるのではないかなというふうに僭越ながら思う次第であります。

そして、これは市民、あるいは県民、国民の財産と言っても過言じゃないんですね、あの飛龍窯というのは。そういった意味で、多目的利用を進める観点から、私どもといたしましては、来場者やアンケート調査結果からも、これらの活用については大変好評な意見をいただいておりますし、これをカフェに使うからといって窯元の皆さんの名誉を毀損するとか、そういうのはありませんよ。それはぜひ御理解を賜ればありがたい——御理解は無理かな、と思っております。

いずれにいたしましても、私どもとしてはきちんと話に話を重ねた上でこういった結果になって、これが大変好評を呼んでいるというふうに認識をいたしております。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

例の裁判の話は、それで一応打ち切って進んでいると思いましたがけれども、私は市長にそういう答弁を求めたわけじゃなくて、それで次に移りますと言っているのに、そんなら私も同じようなことを言っているんですか。

○議長（牟田勝浩君）

大丈夫です。

○24番（谷口攝久君）（続）

いいですか。

○議長（牟田勝浩君）

はい。

○24番（谷口攝久君）（続）

私はですね、原告側がいかにも住民訴訟そのもの自体について、市民の権利ですから、それは当然行われてしかるべきだと。ただ、問題は、その訴訟の内容について、裁判された以上はきちんと、やはり市としてはそれに対する応訴——応訴っておかしいですけど、受けて立たにゃいかんわけですから、それについての予算が必要なときは予算については認めましよう、当然ですということで、そしたら私が予算に賛成したけん、市長はあっと意外な顔をされました。

私は、病院問題については意見が違いましたけれども、そういうときになると、きちっとやっぱり、それはそれとして筋を通して賛成をしているわけですよ。だから、私はあなたからうそつき呼ばわりされるようなことは毛頭いたしておりませんし、言ってもおりません。ただ、そういう経過について、今度の場合は執行部のほうが——執行部じゃないですね、被告側の弁護士さんが、とにかくその日程については延ばしてくれということと言われたのは事実ですから、そのことを申し上げただけで、何もですよ、それは最終的には三者が話して決まるわけです。そういうことなんですよ。だから、そこははっきり言いなさいよ、私は一緒にあったんだから。あなた、おらんやったやないですか。そういうことを話をした上できちん、そういうことについて考え方はどうですかということを行っているわけですから。だから、私もですよ、もうこれは議員がうそついたと言われたら名誉の問題ですからね、あえてそれを申し上げるわけですよ。

だから、私はまだ質問せにゃいかんことがいっぱいあるんですよ。商工問題とかね、それから福祉の問題等もありますよ。ですから、時間が足りませんので、先に移るということを申し上げているわけですよ。だから、議長は市長に今度もまた同じような答弁を求められることになるでしょうしね。そうなるとおかしいですから、それは後でまた、じゃあ次の議会でやりましようよ。

○議長（牟田勝浩君）

これは重要な案件ですので。

○24番（谷口攝久君）（続）

それなら、問題を絞って、それだけ今からまだでもやっていいですよ。確信を持って私は言っているんですから。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

先ほど休憩のとき双方に話を聞きました。これに関しては徹底してやりたいということをお互いから言われましたので、それを実行しております。（発言する者あり）

今の執行部答えますか。（「ちょっと暫時休憩を」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

休	憩	17時47分
再	開	18時12分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

再度、裁判の経過について御説明を申し上げたいというふうに思います。

今回の住民訴訟につきましては、平成22年5月10日に訴状が裁判所へ提出されたところでございます。

〔24番「経過はもう聞いていないよ。時間足りんよ」〕

これを受けまして、7月2日に被告側ということで答弁書を提出。あわせまして、7月8日に求釈明申立書ということで、内容について被告側が疑問に思っている点について釈明を求めたところであります。

7月9日に第1回口頭弁論が開催されまして、いろんな書面関係につきまして、次回が9月29日に第1回の弁論の準備を行うということになりまして、いろんな準備書面関係、被告側から要求している分につきまして、原告側は9月10日までに提出するというところでございましたけれども、実際は9月24日に提出されたところであります。

9月29日の第1回弁論準備につきましては、お話をしまして、今回はもう口頭弁論でいいと、もう弁論準備は要らないという話になったところでございます。このときに、再度原告側からは11月26日までに書類を提出するというところで話があったところでございますけれども、これも若干おくれまして12月15日に出されたという経過でございます。

第2回目の口頭弁論ということで、12月17日に開催されたところであります。そのときにも、書類の中身としましては先ほど申し上げましたとおり、被告側が求めている内容について出ていないということで、再度、今回は3月4日ということで、今月ですけれども、第3回の口頭弁論があるということで、そのときにつきましても2月18日までに提出したいということでございましたけれども、実際、準備書面が提出されたのは2月22日だったという経過でございます。

そういう経過を受けまして、先ほど資料でお配りしましたけれども、裁判長のほうから、被告側が要求している専門家の意見の提出について、原告側は今後どうするのかというふうな中身につきまして、原告側につきましては4月上旬に私的意見書が届く予定であると。こ

れが届いて2週間程度で準備書面の提出ができるという話になったところでございます。その後裁判をという形でございます。

そういう経過の中で、提出される書類につきましては被告側としても見る必要がありますので、日程については調整をお願いして、先ほど言いましたように5月13日に決定したという経過でございます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

だから、重ねてではありますけれども、私どもから「おくらせしてくれ」と言ったことは一言もありませんよ。もうそもそも半年もおくらせているんですよ、市民の皆さん。なおかつ、私たちがおくらせて何の利益があるんでしょうか。我々としては、しっかり裁判の中で議論をしていただいて一刻でも早く終わることこそ、もう新病院建っていますよ。もう6月1日開院ですよ。4月からリハビリテーション学院できますよ。何でこれをずるずる、ずるずる、ずるずる引き延ばすことで私たちの何の利益があるんでしょうか、市民に何の利益があるんでしょうか。

そういった中で、あなたがおっしゃった市側がおくらせるということについては、それは虚偽です。ですので、撤回の上、謝罪をしていただいた上で、それをしていただくのであれば、私としては快く、先輩議員でもありますので、うそつきと、あるいは虚偽と言ったことについては撤回をいたしたいと、このように考えております。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

何かこう、執行部側の一方的な説明だけで、私の発言の時間が短いじゃないですか。おかしいですよ。

私が申し上げているのは、はっきり言うておきますけどね、私が謝ったら撤回とするとか、そういうことじゃないわけですよ。次元が違うんですよ、私に言わせたら。私が申し上げているのは、第3回、今度の口頭弁論があったときに、法廷に行って私が感じたのはそうだったことを話をしているわけですよ。これは今、答弁した人は、だれもその場所にいなかったわけですから。

私が言うのは、例えば裁判というのは、もともと元来、それぞれ裁判官、原告、被告が話し合って、いろんな調整をして、かみ合うように論点を調整し、資料を出し合って、それから進んでいくわけですから、その間に1カ月、2カ月の経過はありますよ。できないことだってありますよ。だから、例えば原告側とすれば、4月末までにできますよと言うたときに、

現実的にはそれは、それを見た後で10何日はどうですかというふうな話が出たときに、4月の終わりでもいいですよとまで原告側が言ったことはそこには書いていないですもんね。私聞いたんですから、一緒に。平野さんも聞いていますよ。そしてまた、ほかの人も聞いていますよ。そのときに、結局、市側の弁護士さんが、私たちも準備がありますから、日にちはもっと延ばしてくださいということを行ったのは間違いありませんよ。何で私があんなことを言いますか。私があんなことを言って何の利益があると思いますか。市民のために、こういうふうなのはきちんと早く解決したほうがいいと思うから、私はあえてですね、現実には自分が法廷の場で聞いてみようと思って行ったわけですよ。

だから、私は逃げ隠れして見たんじゃないんですよ。堂々と私は原告側、要するに市役所の職員の方と一緒に私は聞いているわけですから、そんな私は逃げ隠れたり、うそをついたりしませんよ、こういうことは。これはもう議会の名誉です、議員の名誉ですよ。ですから、一歩も引きません。何ですか、その言い方は。どこがあんなんですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

1時間ぐらい前でしょうか。議長が、これは日程の調整だということで、あなたは了とされました。私も了といたしました。ただ、これは原告——我々は被告でありますので、被告がおくらせたということをお前は明言をされた、これについて私は虚偽だというふうに申し上げている次第であります。私もこの件に関しては、市政の信頼にかかわる重大な問題ですので、これは私も一歩も引くつもりはありません。もともと私もしつこいですしね。

それともう1つ申し上げたいのは、だれがこれは訴えをしたんですか。これはあくまでも、普通裁判の場合、議員様はよくおわかりだと思うんですけども、裁判というのは一般的に言って、これは私もかかわっておりましたけれども、原告、なにか原告取り巻き側の人たちがしっかりとした意見、それが裏打ちされる数字、理論を出してから訴えるべきものであります。それが裁判の原則であります。その中で、それが全然なされていないわけですよ。もう本当にその評価額もしかり、そういった法的根拠もしかり、それは私どもが言っていることについて、普通だったら、我々が例えば被告側が聞いたことについてはその場で答えるのが筋なんですよ。しかし、それも全然用意していません。だから、それはおかしいんじゃないかということで申し上げてきて、それがずるずる、ずるずるおくらせているわけですよ。ですので、私たちがこれをおくらせてくれとか言う理由も意味もないんですよ。これは多分、多くの市民の皆さんたちがごらんになられていると思いますので、ぜひ市民の皆さん、我々2人の意見を聞かれて、どっちが本当に正しいのかということ、皆さんの税金でこれはやられているわけですよ。この議会だってそうですよ。ですので、この議論でどっちが本当にそうなんだということをおはしをぜひ考えるきっかけにしてほしいと思いますね。そうすると、今

ちまたで言われている議会不要論なんて吹っ飛びますよ。ですので、私はそういうふうに思っております。これは議会の権威、私も政治家の一人ですので、あえてそれは申し上げる次第であります。行政の信頼を議員の質問は失墜させるということを今回の件で私は強くまた申し上げたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

議会の質問は当然のことですよ。みんな市民の方がどうなっているか心配してあるから、現場に行って裁判を見、その雰囲気もきちんと聞いて、この議場ではっきり申し上げたわけですから、私ほうそ偽り申しませんよ。何の利益がありますか、私があなたにこういう論議をして。余りにも一方的に、あなたは原告側のすべてがおくれているけんが裁判が延びた、延びたとおっしゃるけれども、しかし、三者、裁判官と両側の弁護士が話し合った上で日にちを調整していく、そういうのが裁判なんですから、市民の方は勘違いされますよ、あなたのように言ったら。

そしてまたもう1つ、私は先日の裁判のことを申し上げているわけですから、前の裁判のどうのこうのということについては私は申し上げていないんですよ。それがどんどん延びて、私の質問する時間を短縮するというのはおかしいじゃないですか。実際おかしいですよ。まあ、それは別として、私も一歩も引きません。それは申し上げておきます。あと15分しかありませんので、あえて言います。これはもう徹底的に私は一歩も引きません。申し上げておきます。

それから、これはもう1つ、市長の政治姿勢の問題でとまっているわけですがけれども、市長はある新聞のあれに書いてありますね、政策立案は執行部がプロであると。議会は住民の要望を吸い上げて執行部に伝えるだけでいいと、御用聞きでいいなんてことを市長が言えますか、そういうことを。これはどういう考えで言っているんですか、失礼な。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これ私、ブログでも書いたんですけど、やっぱり取材というのは2時間ぐらい、これはたしか西日本新聞だったと思うんですけども、2時間半ぐらい豊福さんから受けましたよ。うまくまとまっていると思います。それを前提に私が申し上げたのは、あくまでも政治家は御用聞きだと、これは当たり前ですよ。市民の皆さんたちが、どういうふうに思いをいたし、悲しみ、苦しみ、どういったことがあるかというのは、御用聞きというのは当り前の話です。我々はそういう意味での特権階級ではありません。

そういった中で私が付言して申し上げたのは、これはブログにも書いて議員様御存じだと

思いますけれども、あえて申し上げます。私も御用聞きなんです。政治家というのは、御用聞きというのが一番最初にある。それを、ただ政治家から枝分かれして、私は首長です、議員の皆さんたちは議会人です。そうすると、私には企画立案して議会に対する提案権があります。それを議会で幅広く、これは批判、ぼこぼこにやっていいと思いますよ、ぼこぼこに。市民病院でも相当やられましたけど、いいと思います。それをぼこぼこにして、我々がくみすべきはくみして、否定すべきものは否定して、さらにそれを議会で議決していただいたのを我々は誠実に執行するという事なので、何で失礼なんですか。褒めていますよ。ですので、それを何か私に対して批判されるというのは、御自身が特権階級だと思っておられるのかなとは思わないんですけれども、とにかくにも、私としては政治家の一信条を申し述べたにすぎない、それだけ私たちは市民と近い場になればいけない、そのように感じております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

その御用聞きという言葉は、あなたはまたどこかで訂正したブログを出してありましたね。御用聞きというのはもっと中身がこうだと。しかし、出てきたのは御用聞きという言葉しかこの記事には出ていません。私が言うのは……

〔市長「していませんよ」〕

ああ、していませんか。

〔市長「していませんよ」〕

何か訂正は随分いろいろなさっているじゃないですか。

〔市長「していません」〕

そうですか。では、もう1つ記事出しましょうか。——これは後で出します。

それで、もう1つ問題は、じゃあ議会は、自分たちは政策のプロ、執行部はそれを専門にして、そればかりやっているからプロでしょう。だから、政策立案というのは大変なんだと。だから、議会が法案を上程したりなんかするのは、それはとてもできんよと。そしてまた、そのために議会の事務局職員をふやしてでも、議会が実際、市のためにこういう法律がいいとか、条例がいいということを提出するためには、やっぱり事務局の力をかりにやいけません。その職員をふやすなんてことは毛頭考えていないとまで書いてるんですよ。そうでしょう、あなた書いているじゃないですか。どういうことですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

政治は結果責任であります。いかにきれいごとを、正しいことを言っても、結果が伴わなければ我々政治家の責任というのはそこに問われます。したがって、市民病院の民間移譲がこんなにうまくいっているということについては、私はそういう意味での結果責任はきちんととっております。

その中で申し上げたいのは、市民からすればどっちが提案しても一緒なんです。自分たちの生活がよくなる、あるいは自分たちの子どもに未来がある。だから、それはどっちが提案するのではなくて、やっぱりお互い立場がたがえども、いいものをつくっていきましょう。恐らく、私は市長になって3割、これは市民病院の民間移譲まで含めると3割に削減しましたよ。30億円の行革効果を上げていますよ、訴訟費用もいっばいかかっていますけど。それをもって、私は例えばそれを社会福祉であるとか、子育てとか、そういう政策に当てていきたいんですね。ですので、そういう意味からすると、市民感情からして、これは議員と真っ向から、まあ、いつも意見は違いますが、この部分について議会が、いいですか、議会が自分たちが条例なり提案をするから職員をふやせて言ったときに、これは絶対市民感情として持たないと思いますよ。それよりも、もっと無駄とか無理とか削減をして、もっと浮いたお金で自分たちの福祉の維持向上を図ってほしいということが、本当に必死に生きておられる市民の皆さんたちの意見だと、このように感じております。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

だんだんかみ合ってきましたね。私が言いたいのはそういうことじゃなくて、私、職員をふやせて言っているわけじゃないですよ。今のスタッフでも、いろいろみんな勉強しているから力をかりたりできます。それでね、議会が条例案をつくるのがいかにも難しいなんてなめちゃいかんですよ、私に言わせると。今のはあんまり適正な言葉じゃないけど。私たちが条例案をつくって、それを質問を受けて堂々と出した経過は何回もありますよ、武雄の議会は。あなたが来てから出ていないだけでしょ。私に言わせるとね、そういうことはきちんとやっていますよ。そういうところが、合併によってそういう条例はなくされてしまいました。交通災害条例、あの合併前までは黒字をずっと出しとった。議員提案の条例ですよ。ところが、現実に合併するとき両方の町がしていないからといって共済制度に移ったですよ。そのために、いつも今は負担するだけです。何千万円も剰余金があって市民の交通のために使ってきた。議会はそういう機能も一生懸命やってきているわけですよ。いかにも議員が何もしいきらんようなことを言われては困るですよ。

私があえて言うのは、議員提案の条例とか、そういうものもみんながやろうと思えばできるからみんな準備していろいろと、意見書も一つの議会の意思の決定ですから、それくらいのことはみんなやれと言ったらできるんですよ。だから、今一生懸命そういうことについて、

みんなそれぞれ議員は努力をしているわけですよ。いかにも御用聞きというのは、あなたは今説明でそうおっしゃるけれども、現実問題、確かに市民の意見を聞いてやっていく、それは御用承りでも、それで結構ですよ。ただ、ここに出てくる前後の文脈を見て考えて言ってくださいよ。いかにも執行部はできても、それは議会はできんような、御用聞きだと、条例てんなんてんというのは市がやるんだと、それはもう書いてあるじゃないですか、あなた読んでいないじゃないですか。私があえて言っているのはそのことですよ。

だから、私が言うのは、きょう聞いているのは市長の政治姿勢、議会は単なる御用聞きでいいんですよと、市民の声を取り次いでもらえば、あとは執行部がやりますよというふうな、そういう感覚に見えたから、そういう考えはおかしいんじゃないですかということを知っているわけですよ。そこはどうですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

繰り返し答弁するというのは結構疲れるんですよ。ちょっと申し上げたいんですけども、それね、もしクレームがあったら、まず西日本新聞に言うてくださいよ。編集権の問題ですよ、これ。だから、それじゃやっぱりいけないと思って、うまく記事としてはまとまっていますけれど、私はブログでこう言った。そして今、一般質問でまじめに答えています。

その中でもう1つ、これはブログにも書いたんですけど、あえて申し上げますと、私だっでもう条例案なんかつくれないですよ。私も法律のプロです。12年間法律ばかりつくっていました。しかし、今私はどちらかというとき皆さんたちと同じで、もう現場主義ですもんね。現場、現場、現場。玄番さんという人もいますけど、現場。そうやってきたときに、やっぱり私は公務員は敵対するところじゃないと思っています。あくまでも条例案をつくるというのは職員の権能なんですよ——権能というか、それは職員が我々よりも持っています。そういう意味で、議会をそういうふうにならざるに陥れると、私だっでもうつくれません。だから、そういう条例というのはもう職員がつくる、ただ、その方向性は政治家が示すべきだと思っています。これは橋下知事と見解は全く一緒ですので、そういった意味での役割分担はあるでしょう。だから、今、議会批判で私が納得できないのは、何でもかんでも議会がやれという風潮じゃないですか。それは間違いだ。議会には議会の役割があって、私たち首長、執行部は執行部の役割があって、それが今混乱しているから、いろんな新聞でいろんなのが出ているけれども、それは私は議論あっていいと思いますけれども、ちょっと議論がヒートアップ、ちょっと違う方向にし過ぎているんじゃないかなと、冷静な私はそのように考えております。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

冷静な市長に冷静な議員が質問します。

私があえて言うのは、このことだけじゃないんですよ。例えば、あなたは質問する資格がないと。私は言われたことないですけどね、言われた同僚の議員がいますよ。質問する資格がないというのはどういうことですかね。私に言われたことはないですよ。だけど、議会に対する市長の政治姿勢を言っているわけですよ。それについてどう思いますか。また訂正なさいますか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

すみません、ちょっと手元に議事録がないので、不正確だったから後でこれは訂正しますが、私はあなたに質問する資格がないというのは言いました。いろんな新聞に載って、それはそれですごいことになりましたけれども、それについてはさすがにこれは言い過ぎだろうと思って君子豹変す、撤回をいたしております。でも、きょう言った対象の人がいませんから。ですので、ちょっとどうにも確認のしようがないんですけども、だから、あんまりこう、言った言わないとかという議論よりは、やっぱりこのまちをどういうふうによくしていこうかという議論こそが議会と首長に求められているんじゃないかということを思う次第であります。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

それは同感ですね。やっと意見が合いましたね。

〔市長「合わないです。合いません」〕

私が言うのは、言った言わないの問題やなくて私が言いたいのは、最終的に言いたいのは、お互いが、執行部も議会もそれぞれ考え方をびしっとかみ合わせるように論議をして、そして市民のためにやるということについては何にも私は異議を申しませんよ。同じ気持ちですよ。それは議員のみんなもそうですよ。そして、みんな市民の負託を受けてなっているわけですから。市長が市民の代表なら、議員も人数こそ違うけど、市民の代表には間違いのないわけですから、一生懸命その気持ちでやっているわけですよ。何もこういうふうな御用聞きでいいとか、それは言葉のあやでしょうけどね、そういうふうな形で議会の立場を考えている市長の政治姿勢としてはいかがかなと思って、あえて聞いているわけですよ。わかりますか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

わからないことがよくわかりました。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

あと何分ありますか。3分ありますか。1分。

ツイッターのことですけれども、私の手元にあるのは、ツイッターが他人のプライバシーのことをです、例えば横におった、あの人が何しているというのをずっとツイッターでやって、そのために大きな問題になったということが私の手元の記事にあります。西日本新聞です。その一番代表は市長だと聞いていますけど、市長はそういうときは何も責任とらんでいいとですか。念のためにお聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

語るに落ちますけど、車を考えてください、車。車は便利ですよ。でも、扱い方を間違えると最高の凶器になります。道具というのはそんなもんなんですよ。だから、例えばツイッターでも全部否定するものではない、もちろんメリットのほうが大きいので、そういういろんな欠陥というのをどういうふうにかバーするかということですので、それはもうあくまでこれが悪いから、もう車に乗るなというのと私は全く一緒に聞こえております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

時間となりました。

〔24番「最後に一言」〕

前回のときに同じようなことがありましたので、これは終わりますということで皆さん方の了承をとったと思います。

〔24番「終わったですか」〕（「ルールは守らない」と呼ぶ者あり）

〔24番「そうですか。とにかく今の答弁に対しては大変不満です。以上です」〕

もう終わりましたので。

以上で24番谷口議員の質問を終了させていただきます。